

令和 7 年度予算政府案
計画・海業政策課関係事業

- ① 公共事業の概要
- ② 非公共事業の概要

令和 6 年 12 月

水産庁

① 公共事業の概要

水産基盤整備事業

令和7年度予算政府案等のポイント

水産基盤整備事業（公共）

令和7年度予算政府案 731億円（対前年比100.2%）

令和6年度補正予算 320億円

うち、防災・減災対策※ ： 280億円
うち、TPP等関連対策 ： 40億円

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に係る予算

（参考）関連対策（非公共）として、以下を確保

漁港機能増進事業

令和7年度予算政府案
令和6年度補正予算

2億円
5億円

浜の活力・成長促進交付金

令和7年度予算政府案
令和6年度補正予算

20億円
45億円

海業振興支援事業（新規）

令和7年度予算政府案
令和6年度補正予算

3億円
2億円

令和7年度予算政府案 水産基盤整備事業の概要①

(1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

流通拠点漁港等の機能強化

【課題】

- ・国内水産物市場の縮小と水産物への世界的な需要の高まり
- ・漁業の構造改革の取組等に伴う沖合・遠洋漁船の大型化の進展
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大
- ・迅速な漁獲報告や市場取引業務の省力化・効率化

【対応】

- ・陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備
- ・漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進
- ・産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ・スマート水産業に資する流通拠点漁港の産地市場へのICTの導入・普及

- 高度衛生管理型荷さばき所
- 大型漁船に対応した大水深岸壁
- 集出荷機能や準備機能等の再編・集約



養殖生産拠点の整備

【課題】

- ・養殖水産物の世界的需要増大による輸出機運の高まり
- ・不安定な水産資源の漁獲
- ・国内外の需要を見据えたマーカーケットイン型養殖業への転換等による養殖業の成長産業化の推進

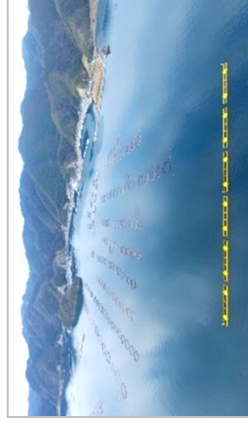
【対応】

- ・需要に応じた安定的な供給体制を構築するための、沖合や陸域の一体的整備による養殖生産拠点の形成
- ・静穏水域の創出による養殖場等の大規模化の推進

○ 養殖生産拠点の整備



○ 養殖のための静穏水域の創出



令和7年度予算政府案 水産基盤整備事業の概要 ②

(2) 持続可能な漁業生産体制の確保対策

漁場生産力の強化

【課題】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・気候変動等による魚種変化・分布拡大等の環境変化
- ・水産生物の幼稚魚の育成の場のみならず CO2固定効果のある藻場等の保全・創造

【対応】

- 水産生物の生活史に対応した漁場整備



- 藻場・干潟の保全・創造



- スマート水産業に資するIoTを活用した海域の環境観測 システムの導入・普及



漁港施設の強化対策

【課題】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化

【対応】

- ・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化

- 耐震性を高める
拡幅改良
- 越波を防ぐための
嵩上げ



(3) 漁村の活性化と漁港利用促進対策

漁港の環境整備

【課題】

- ・漁業者の減少等による漁港施設の利用低下

【対応】

- ・浮棧橋の整備等による漁港の就労環境の改善
- ・漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備

- 漁業活動の軽労化のための浮棧橋の整備



- 用地の区画整理、施設の除却



漁村の生活環境改善

【課題】

- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下

【対応】

- ・漁業集落排水施設等による漁村の生活環境改善

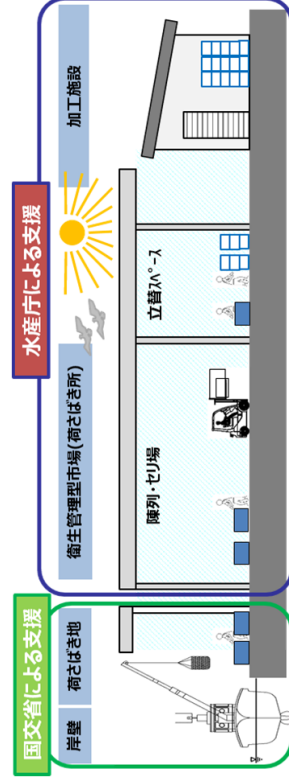
- 漁業集落排水施設等の漁村インフラの整備



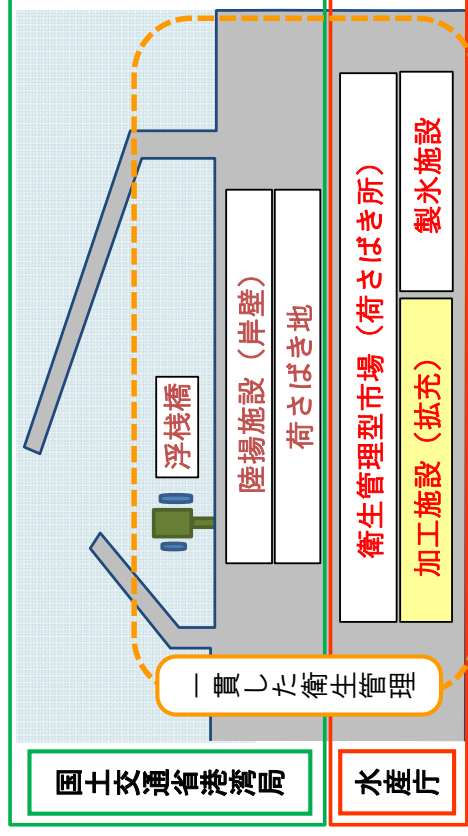
令和7年度 水産基盤整備事業 拡充事項①

港湾背後における一貫した衛生管理体制の構築に向けた水産物加工機能の強化

- 水産物流通を多く取り扱う港湾において、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等が整備する岸壁等と一体的に機能する加工施設の整備対象を拡充。



＜港湾背後における整備対象のイメージ＞

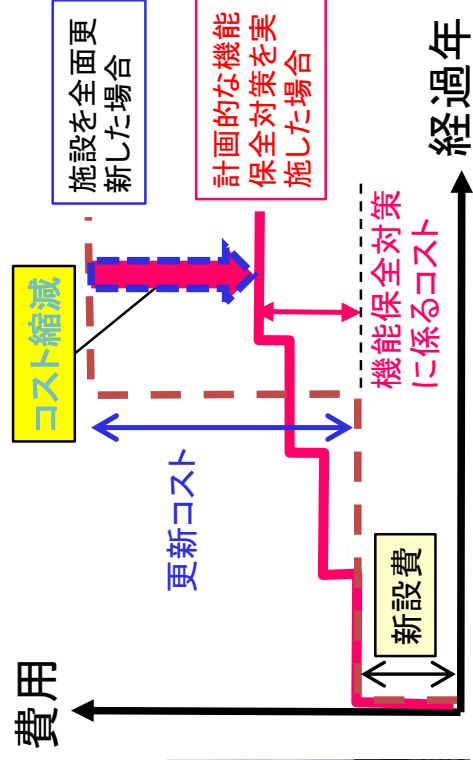


持続的な衛生管理体制の確保に向けた漁港施設の効率的な維持管理の促進

- 水産物の流通機能の強化に向けて、持続的な衛生管理体制を確保するため、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場の長寿命化対策を補助対象化。



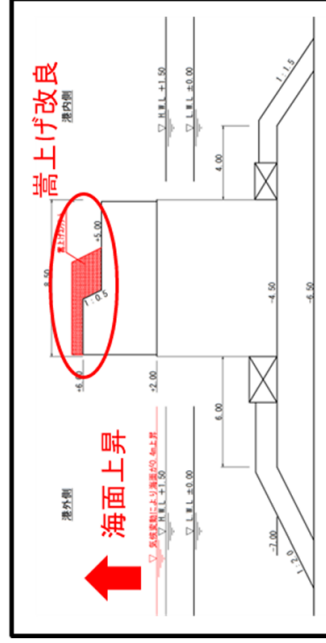
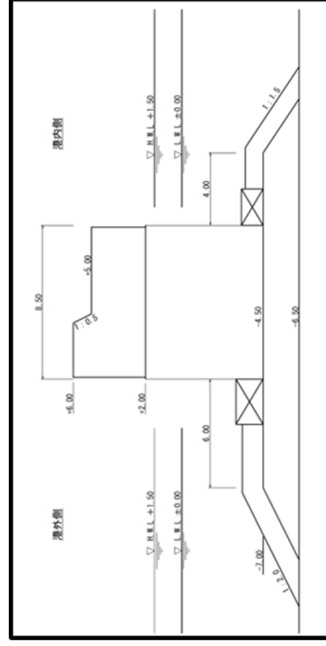
＜ストックマネジメントによるコスト縮減のイメージ＞



気候変動の影響へ適応するための 漁港施設等の防災・減災機能の強化

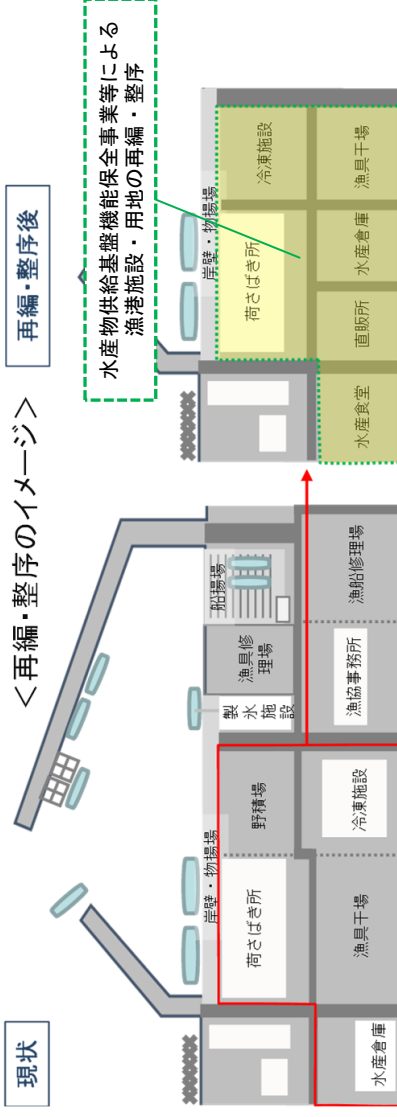
- 気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇等へ適切に対応するため、漁港施設機能強化事業の対象に気候変動対策を追加。

＜気候変動対策のイメージ＞



漁港施設等活用事業の促進に係る 漁港の環境整備

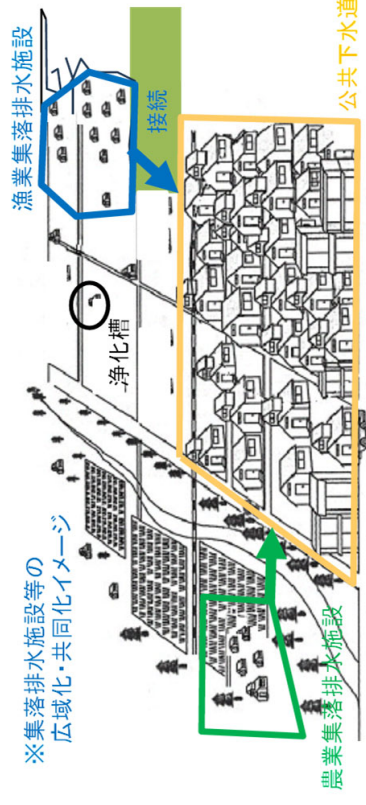
- 改正漁港法により創設された「漁港施設等活用事業」に係る漁港施設・用地の再編・整序を水産物供給基盤機能保全事業を追加。



漁業集落排水施設の効率的な維持管理に向けた広域化・共同化の促進

- 漁業集落排水施設について、一定以上の漁業活動が行われる漁港の背後集落かつ広域化・共同化に取り組む地区である場合、人口要件を緩和。

＜広域化・共同化のイメージ＞



水産基盤整備事業（公共）に係る
令和 7 年度予算政府案の参考資料

令和7年度水産基盤整備事業概算決定の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R6年度予算額	R7年度予算案	対前年比
水産基盤整備事業	72,976	73,091	100.2%
直轄特定漁港漁場整備事業	16,930	17,028	100.6%
うちフロンティア漁場整備事業	1,400	1,470	105.0%
うち直轄漁港整備事業	15,530	15,558	100.2%
水産物供給基盤整備	29,905	30,156	100.8%
水産流通基盤整備事業	11,616	11,616	100.0%
水産物供給基盤機能保全事業	14,072	14,430	102.5%
漁港施設機能強化事業	4,217	4,110	97.5%
水産資源環境整備	21,846	21,891	100.2%
水産環境整備事業	12,226	12,321	100.8%
水産生産基盤整備事業	9,620	9,570	99.4%
漁村総合整備	1,759	1,417	80.6%
水産基盤整備調査（直轄・補助）	515	516	100.2%
作業船整備費	18	13	72.2%
後進地域補助率差額	2,003	2,070	103.3%

※計数は四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

港湾背後における一貫した衛生管理体制の構築に向けた 水産物加工機能の強化

1 目 的

2030 年までに水産物の輸出額を 1.2 兆円とする政府目標の達成に向けて、水産物の流通の高度化を図ることが不可欠である中、これまで水産物の流通の拠点となる漁港において、一貫した衛生管理対策として、屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進してきたところである。

一方、全国の水揚げ量の約 1/4 を占めている港湾においては、衛生管理対策の遅れなどが課題として顕在化しているところであり、我が国全体の水産物の流通の高度化を図る上で、これら課題の解決が急務である。

このため、水産物を多く取り扱う港湾においても、流通機能の強化を水産基盤整備の一環と捉え、漁港と同様に衛生管理対策の計画的な推進を図る。

2 拡充の内容

水産物を多く取り扱う港湾における流通の高度化を図るため、港湾の背後地において岸壁等と一体的に機能する加工施設の整備を実施する。

3 採択要件

＜加工施設（冷凍施設を除く。）の採択要件＞（拡充）

〔 水産物集出荷機能集約・強化対策事業を実施し、
水産物の取扱量 10,000 トン/年以上等の要件を満たす地区 〕

4 事業実施主体

都道府県、市町村、水産業協同組合

5 補助率

1／2 等

（ただし、加工施設（冷凍施設を除く。）については、水産物の取扱量 20,000 トン/年以上の港湾に限り、2／3 とする）

港湾背後における一貫した衛生管理体制の構築に向けた水産物加工機能の強化

- 水産物流通を多く取扱う港湾において、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等が整備する岸壁等と一体的に機能する加工施設の整備を可能とする。

＜現状と課題＞

- これまで流通拠点漁港において、品質・衛生管理の高度化を図るため、屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷、冷凍・冷蔵施設等の整備等の導入を推進してきたところ。
- 一方、水揚げの約1/4を占めている港湾においては、これらの取組は進んでおらず、港湾における水産物の流通の高度化等が求められている。



＜今後の対応＞

- 2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円とする政府目標の達成に向けて、水産物流通の高度化等を図る。
- このため、一定規模以上の水産物の流通の拠点となる港湾において、従来より支援している衛生管理型市場に加え、漁港と同様に、水産物の集出荷機能の高度化等に必要加工施設の整備を支援。

＜拡充の内容＞

- 一定規模以上の流通の拠点となる港湾において、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等の行う岸壁等の整備と一体的に機能する集出荷等に必要加工施設の整備を推進
※加工施設（冷凍施設を除く。）については、水産物の取扱量1万トン/年以上の港湾であり、以下を満たすものに限る。

- ① 必要な衛生管理基準等を満たしうる施設
- ② 基本計画を作成し、水産庁及び国土交通省港湾局より認定を受けたもの

- 事業主体：都道府県、市町村、水産業協同組合

- 補助率：1／2等

※ただし、加工施設（冷凍施設を除く。）については、水産物の取扱量2万トン/年以上の港湾に限り、2／3とする。



持続的な衛生管理体制の確保に向けた 漁港施設の効率的な維持管理の促進

1 目 的

競争力ある水産物の流通機能の強化に向けて、一貫した衛生管理対策として、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場の整備を推進しているところである。

一方、整備から一定期間が経過した施設については、老朽化が進行することにより、床面の剥離による雑菌の繁殖や、壁や柱の腐食による異物混入などの食品衛生上のリスクが高まるとともに、これを放置することで、さらにメンテナンスコストが肥大化し、水産物流通の起点となる市場における品質・衛生管理対策の実施に支障をきたすおそれが生じている。また、令和2年には食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、水産物卸売市場を含む食品等事業者はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施が義務となり、既存の施設機能の適切な維持が一層重要となってきた。

このため、衛生管理対策を含めた製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場の維持管理を行い、施設のライフサイクルコストの適正化を図ることができるよう、老朽化した製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場を対象とした計画的な機能保全対策を支援する。

2 拡充等の内容

水産物供給基盤機能保全事業の補助対象施設に製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場を追加する。

3 採択要件

＜製氷施設及び冷凍・冷蔵施設＞（拡充）

現行の要件（荷さばき所）と同様

〔 ・ 水産物の取扱量 3,000 トン/年以上等の要件を満たす地区 〕

＜加工場＞（拡充）

現行の要件を以下のとおり変更

〔 ・ 水産物の取扱量 8,000 トン/年以上の要件を満たす地区 〕

※水産物供給基盤機能保全事業以外の事業においても、上記要件により加工場の整備を行うものとする。

4 事業実施主体

漁港管理者、施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）

5 補助率

1／2等

持続的な衛生管理体制の確保に向けた漁港施設の効率的な維持管理の促進

- 製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場について、老朽化に伴う施設機能の低下を防ぐとともに、ライフサイクルコストの適正化を図るため、水産物供給基盤機能保全事業の対象に「製氷施設」、「冷凍及び冷蔵施設」並びに「加工場」を追加。

＜現状と課題＞

- 流通機能の高度化に向けて、製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場の整備を支援してきたところ
- 一方、整備から一定期間が経過し、製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場は、老朽化の影響により、衛生管理上の大きなリスク
- また、令和2年には食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が義務化



＜今後の対応＞

- 施設機能の維持を図るため、老朽化した製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場におけるライフサイクルコストの適正化を図る機能保全対策を支援
- 効率的な施設の維持管理に向けて、施設管理者が事業を実施

＜拡充の内容＞

- 水産物供給基盤機能保全事業の補助対象施設に「製氷施設」、「冷凍及び冷蔵施設」並びに「加工場」を追加。

※採択要件について、製氷施設、冷凍及び冷蔵施設においては荷さばき所と同等の要件（水産物の取扱量が3,000t以上等）とし、加工場においては水産物の取扱量が8,000t以上の漁港を対象とする。

- 事業実施主体：施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）
- 補助率：1 / 2 等

製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場の整備



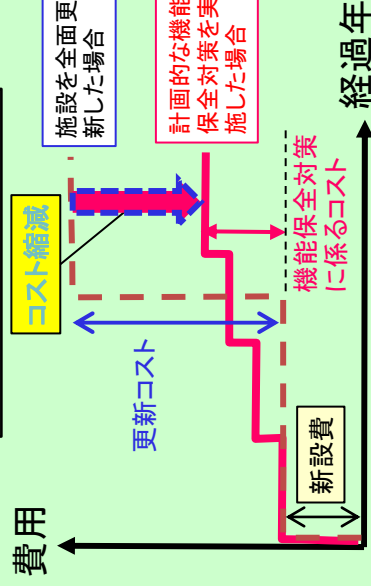
老朽化の進行

水産物の衛生管理に支障



床面の剥離により
雑菌繁殖のおそれ
柱や壁の腐食により
異物混入のおそれ

更新コストの増大



水産物の衛生管理体制の維持

施設のライフサイクルコストの縮減

製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場の機能保全対策を補助対象化

気候変動の影響へ適応するための漁港施設等の 防災・減災機能の強化

1 目 的

これまで、漁業地域の防災・減災対策の推進に向け、漁港施設機能強化事業において、地震・津波、台風・低気圧の発生に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証（機能診断）を行うとともに、漁港施設の強化対策を進めてきている。

一方、近年、沿岸部に及ぼす気候変動の影響に関する研究は着実に進んでおり、「日本の気候変動 2020」（文部科学省、気象庁）によれば、平均海面水位は 100 年以上の長期にわたって上昇を続けるとされており、将来の気候変動の影響を前提とした施設設計に着手する必要がある。このような中、「漁港漁場整備長期計画」（令和 4 年 3 月閣議決定）において、気候変動の影響による海面水位の上昇等を踏まえた漁港施設の性能確保を講ずることとし、水産庁では令和 5 年 7 月に漁港施設等の設計基準を改訂したところである。

こうした状況を踏まえ、大規模地震・津波災害や激甚化する台風・低気圧災害への備えとともに、気候変動対策に対する支援を拡充し、防災・減災対策を一体的に推進する。

2 拡充等の内容

漁港漁場整備における共通事項として気候変動対策の設計の考え方を盛り込むとともに、この考え方を踏まえ、漁港施設機能強化事業において気候変動対策を追加する。

3 採択要件

既存事業と同様の採択要件

4 事業実施主体

既存事業と同様（施設管理者）

5 補助率

既存事業と同様（1／2 等）

気候変動の影響へ適応するための漁港施設等の防災・減災機能の強化

- 気候変動の影響に伴う将来の海面水位の上昇等による外力の長期変化等に対応していくため、気候変動対策の設計の考え方を盛り込むとともに、漁港施設機能強化事業においては、これまでの台風・低気圧対策、地震・津波対策と併せて気候変動対策を支援し、防災・減災対策を一体的に推進。

<現状と課題>

- 「日本の気候変動2020」(文部科学省、気象庁)によれば、平均海面水位は100年以上の長期にわたって上昇を続けることから、将来の気候変動の影響を前提とした施設設計に着手することが必要。
- 「漁港漁場整備長期計画」(令和4年3月閣議決定)において、気候変動の影響による海面水位の上昇等を踏まえた漁港施設の性能の確保を講ずることとしている。



<今後の対応>

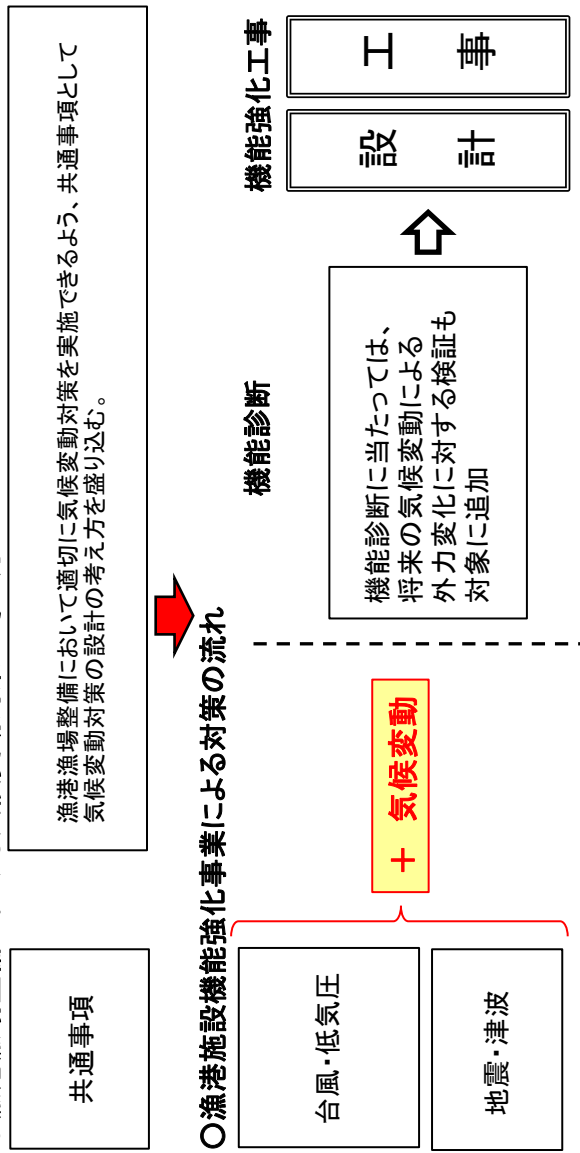
- 水産庁では、令和5年7月に漁港施設等の設計基準を改訂し、平均海面水位等を踏まえた漁港施設の改良・補修等といった、将来必要となる気候変動適応策の一体的・効率的な推進を図ることとしている。

<拡充の内容>

- 漁港漁場整備における共通事項として気候変動対策の設計の考え方を盛り込むとともに、この考え方を踏まえ、漁港施設機能強化事業において「気候変動対策」を追加
- 事業実施主体：施設管理者
- 補助率：1 / 2 等

■漁港施設機能強化事業に「気候変動対策」を追加

○漁港漁場整備における気候変動対策の考え方

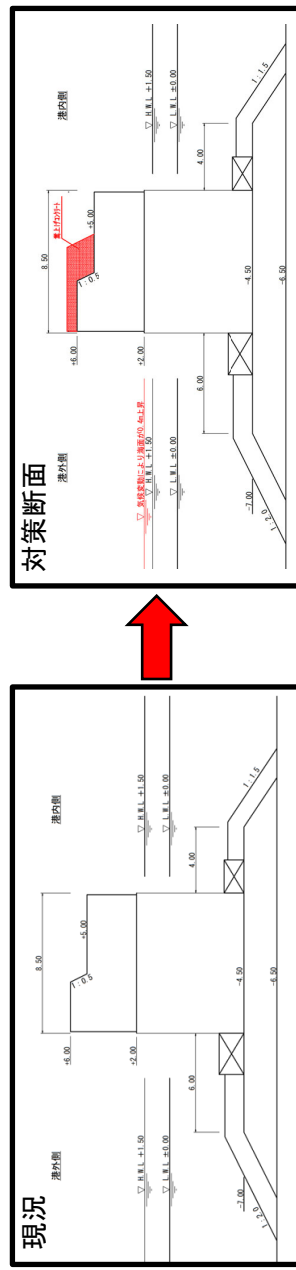


漁港漁場整備において適切に気候変動対策を実施できるよう、共通事項として気候変動対策の設計の考え方を盛り込む。

○漁港施設機能強化事業による対策の流れ

■気候変動対策のイメージ

外郭施設(重力式防波堤)の場合



漁港施設等活用事業の促進に係る漁港の環境整備

1 目 的

令和 6 年 4 月に漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行され、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設等を活用して当該漁業に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業の法定制度「漁港施設等活用事業」が創設されたところである。漁港が漁業根拠地としての役割を引き続き果たしていくためには、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、国民の水産物の消費や交流の場としての機能も担っていくことが必要である。同制度は、このような取組を推進するに当たり、一定の秩序の下で漁港施設等を活用するために漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）に規定した仕組みである。

他方、漁港施設の効率的な維持管理にあたっては、当該地域の漁業の規模にあわせて必要な機能を集約し、施設規模の適正化及び漁港施設の再編及び整序を実施することが重要であり、地方公共団体・水産業協同組合等が実施する漁港施設等活用事業を行うための活用推進計画（案）に基づく用地再編とあわせて、ストック効果の最大化を目指した将来の維持管理費の低減も図っていくことが必要である。

このことから、「漁港施設等活用事業」の促進に係る漁港の環境整備を図るため、活用推進計画（案）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序を補助対象化する。

2 拡充等の内容

地方公共団体・水産業協同組合等が実施する漁港施設等活用事業を行うための当該漁港に係る活用推進計画（案）を策定している場合に限って、同計画（案）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序を水産物供給基盤機能保全事業で実施する。

3 採択要件

- ・ 第 1 種又は第 2 種漁港にあつては、1 漁港あたり陸揚金額 1 億円程度以上であること。
- ・ 活用推進計画（案）を策定していること（水産庁と協議しているものに限る。）。

4 事業実施主体

都道府県、市町村、水産業協同組合

5 補助率

既存事業と同様（1／2 等）

※本拡充については、令和 6 年度補正予算より適用する。

漁港施設等活用事業の促進に係る漁港の環境整備

- 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条に規定する漁港施設等活用事業を行うための当該漁港に係る活用推進計画（案）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序を水産物供給基盤機能保全事業として実施する。

<現状と課題>

- 令和6年4月に漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行され、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設等を活用して当該漁業に係る水産物の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業の法定制度「漁港施設等活用事業」が開始。

〔漁港が漁業根拠地としての役割を果たすためには、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、国民の水産物の消費や交流の場としての機能も担っていく必要であり、一定の秩序の下で漁港施設等を活用するための仕組みが「漁港施設等活用事業」〕

<今後の対応>

- 漁港施設等活用事業を行うための活用推進計画（案）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序を行いつつ、あわせて漁業活動に係る機能を集約し、ストック効果の最大化を目指した将来の維持管理費の低減も図ることが重要。

<拡充の内容>

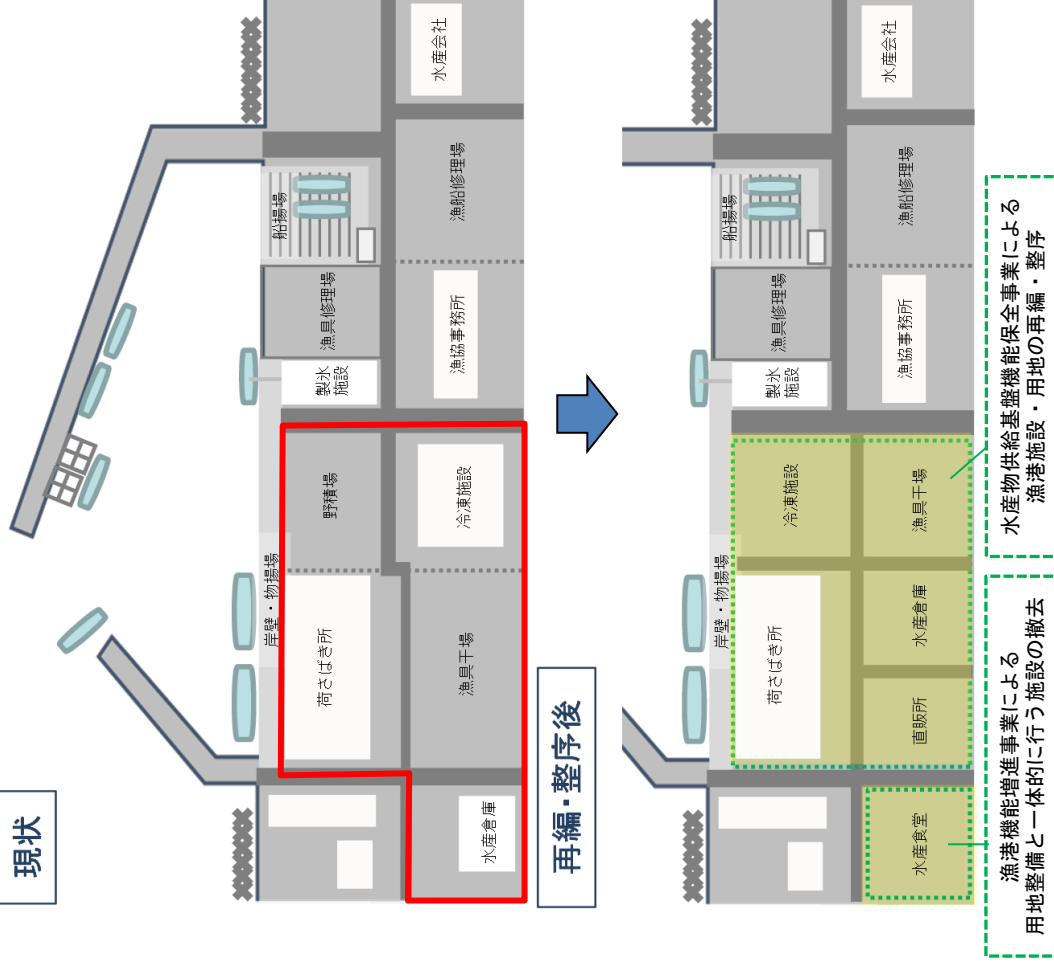
- 漁港施設等活用事業を実施するための活用推進計画（案）を踏まえて実施する漁港施設・用地の再編・整序を水産物供給基盤機能保全事業で実施
- ※漁港機能増進事業においては、同計画を踏まえ、用地整備と一体的に行う施設の撤去を実施

- 事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合

- 補助率：1 / 2 等

※本拡充事項については、令和6年度補正予算より適用

<イメージ>



漁業集落排水施設の効率的な維持管理に向けた 広域化・共同化の促進

1 目 的

地方における污水处理施設は、人口減少や施設・管路の老朽化等が進行し、持続的な施設の維持管理が課題となっているため、維持管理コストの縮減、事業統合・共同経営、管理の一体化を図る等、広域化・共同化の取組が必要である。

従来、管理者が異なる施設を広域化・共同化する際は、機能保全工事を行い、施設レベルを整えること等を要件に、統合を進めているが、漁業集落排水施設については、人口減少により、事業の採択要件（100 人）を下回る地区が多々みられ、補助事業による保全工事が進まず、下水道の広域化・共同化に支障をきたしている状況である。

このことから、污水处理施設の将来的な維持管理コストの削減を図るため、一定以上の漁業活動が行われている漁港の背後集落における污水处理施設の広域化・共同化を推進する。

2 拡充等の内容

広域化・共同化に取り組む地区、かつ、一定の漁業活動が行われている漁港の背後集落に限り、漁業集落排水施設の整備に係る人口要件を緩和する。

3 採択要件

当該事業の現行要件に加え、以下の要件をすべて満たす場合のみ、人口要件を緩和することができるものとする。

・ 一定以上の漁業活動が行われている漁港※の背後集落（追加要件）

※第 1 種又は第 2 種漁港にあっては、利用漁船の実績数が 50 隻程度以上、登録漁船隻数が 50 隻程度以上又は陸揚金額が 1 億円程度以上

・ 広域化・共同化に取り組む地区（追加要件）

※地方公共団体が策定する広域化・共同化のための計画に位置付けられる地区であること。

4 事業実施主体

都道府県、市町村

5 補助率

既存事業と同様（1 / 2 等）

漁業集落排水施設の効率的な維持管理に向けた広域化・共同化の促進

- 将来的な維持管理コストの削減を図る観点から、広域化・共同化に取り組む地区等に限らず、人口要件を緩和し、管理の一体化や事業統合等を促進する。

＜現状と課題＞

- 地方における污水处理施設は、人口減少や施設・管路の老朽化等が進行し、持続的な施設の維持管理が課題となっているため、維持管理コストの縮減、事業統合・共同経営、管理の一体化を図る等、広域化・共同化の取組が必要。
- 従来、管理者が異なる施設を広域化・共同化する際は、機能保全工事を行い、施設レベルを整えること等を要件に、統合を進めているが、漁業集落排水施設については、人口減少により、事業の採択要件（100人）を下回る地区が多々みられ、補助事業による保全工事が進まず、下水道の広域化・共同化に支障をきたしている。



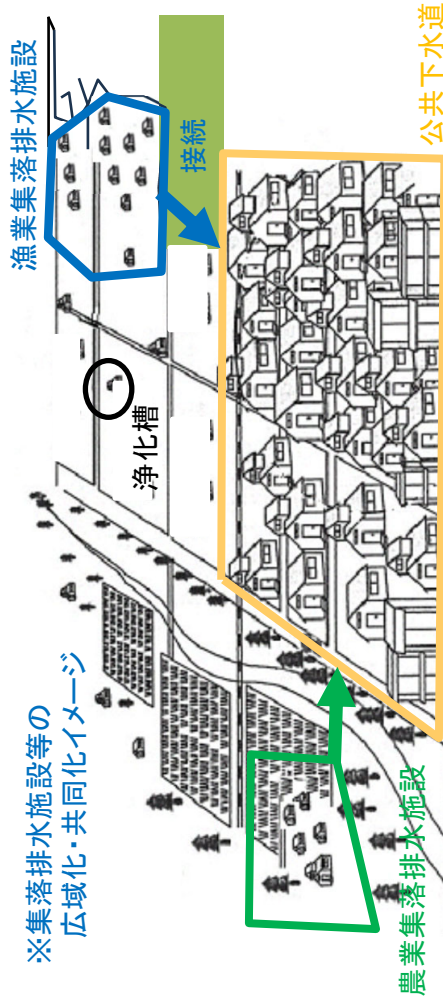
＜今後の対応＞

- 污水处理施設の将来的な維持管理コストの削減を図るため、一定以上の漁業活動が行われている漁港の背後集落における污水处理施設の広域化・共同化を推進する。

＜拡充内容＞

- 漁村整備事業において、以下の要件をすべて満たす場合のみ、人口要件を緩和
 - ① 一定以上の漁業活動が行われている漁港の背後集落
 - ※ 利用漁船の実艘数が50隻程度以上、登録漁船隻数が50隻程度以上又は陸揚金額が1億円程度以上の漁港の背後集落
 - ② 広域化・共同化に取り組む地区
- 事業実施主体：都道府県、市町村
- 補助率：1 / 2 等

生活インフラの広域化・共同化の促進



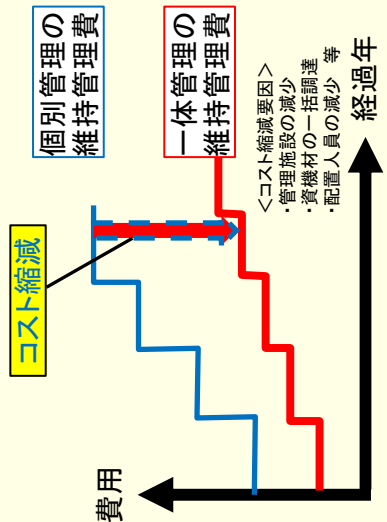
維持管理コストの削減を図り、漁村の持続性を確保

効果

広域化・共同化の取組（例）

- 処理施設統廃合
- 污水处理の共同化
- 処理場・ポンプ場等の維持管理業務の共同化
- 台帳システム整備・保守等におけるDXによる管理の共同化
- 災害時対応の共同化（BCP計画の共同策定等）

維持管理コストの縮減



② 非公共事業の概要

〔 漁港機能増進事業
浜の活力・成長促進交付金
海業振興支援事業 〕

漁港機能増進事業

【令和7年度予算概算決定額 150（450）百万円】
（令和6年度補正予算額 500百万円）

＜対策のポイント＞

漁港のストック効果の最大化・海業の推進を図るため、漁港の就労環境改善、漁港ストックの利用適正化、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化等に資する整備を支援します。また、新たに漁港の利用促進のため、**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**を支援します。

＜事業目標＞

- 事業実施地区において、労働環境の改善及び生産性の向上が確保された漁港の割合（100%〔令和8年度まで〕）
- 事業実施地区において、安定的な漁業生産体制が確保された漁港の割合（事業完了5年後：100%〔令和8年度まで〕）
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件〔令和8年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 省力化・軽労化・就労環境改善事業

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

2. 漁港ストックの利用適正化事業

- ① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定
- ② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地 等
- ③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設 等
- ④ 漁港の利用促進に向けた**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**

3. 安全対策向上・強靱化事業

防波堤嵩上げ、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去 等

4. 資源管理・流通高度化事業

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等

5. 漁港インフラのグリーン化事業

漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設等

6. 漁業の操業形態の転換・養殖転換事業

係船柱、防舷材、魚類移送施設、増養殖場 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【安全対策向上・強靱化施設】

- 防波堤嵩上げ

【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

- 浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化
- 屋根施設の整備による陸揚げ作業環境の改善

【操業形態の転換・養殖転換に対応した施設】

- 魚類移送施設
- 養殖場に係る環境整備

【資源管理・流通高度化施設】

- ICT活用施設
- サーバー
- 密漁等監視施設

【漁港ストックの利用適正化施設】

- 用地の区画整理、整地

【漁港インフラのグリーン化施設】

- 再生可能エネルギー利用施設による漁港施設のCO2排出削減

【お問い合わせ先】 水産庁計画・海業政策課（03-3502-8491）

浜の活力再生・成長促進交付金

【令和7年度概算決定額 1,952（1,952）百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組**を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上【取組開始年度から5年後まで】）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

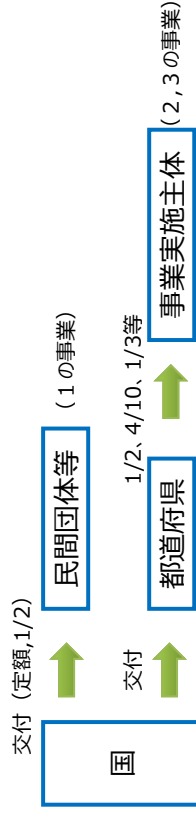
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。

<事業の流れ>



浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標

<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

海業振興関係予算のフレーム

海業の構想段階から、その実施の各段階に応じたソフト・ハード両面からの支援により、海業の全国的な展開を進め、漁業者の所得向上と雇用創出につなげます。

構想段階
(漁港施設等活用事業に係る計画等の策定に向けた支援)

実施段階
(計画に基づく事業の展開)

1. 立ち上げ支援・モデル地区における実証、漁協等の取組促進

海業振興支援事業 (R7当初) : 3億円
(海業振興緊急支援事業 (R6補正) : 2億円)

(1) 海業立ち上げ推進事業 ① 海業立ち上げ支援事業

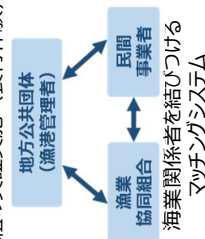
海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を旨とするモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者等が行うモデルづくりを支援します。

② 海業立ち上げ体制構築事業

海業関係者の連携強化を図るため、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結びつけるためのマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり等を実施します。



取組の実証実施 (食育体験)



(2) 海業取組促進事業

地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援します。



漁業者・専門家等による調査、計画検討

※漁港施設等活用事業とは、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により令和6年4月に創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。
※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。
※実施計画とは、漁協や民間事業者等が作成する創意工夫を活かした事業計画。

2. 地元自治体等の主体的な取組支援 浜の活力再生・成長促進交付金 (R7当初) : 20億円の内数 (水産業競争力強化緊急施設整備事業 (R6補正) : 45億円の内数)

(1) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち 海業推進事業

漁協や地方公共団体等に対して、海業の推進に向けた漁港の受け入れ環境改善に資する施設の改良、海業支援施設の整備等のハード面を支援します。



地域水産物普及施設

(2) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち 水産業強化支援事業

海業導入を効果的に支援するため、荷捌き施設に直販機能を持たせるなど海業機能の付加を支援します。



直販機能の付加

3. 漁港・漁村の環境づくり

(1) 水産基盤整備事業 (公共) (R7当初) : 731億円の内数

漁港施設等活用事業に係る漁港施設、用地・水域等の再編・整序を支援します。



用地の区画整理、整地

(2) 漁港機能増進事業 (R7当初) : 2億円の内数 (水産業競争力強化 漁港機能増進事業 (R6補正) : 5億円の内数)

漁港施設等活用事業に必要な漁港施設、用地・水域等の改良、再編・整序、及び用地整備と一体的に行う施設の撤去等を支援します。

さらなる展開に向けてステップアップ

海業振興支援事業

【令和7年度予算概算決定額 275（－）百万円】
（令和6年度補正予算額 200百万円）

＜対策のポイント＞

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、モデル地区における実証や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援します。

＜事業目標＞

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

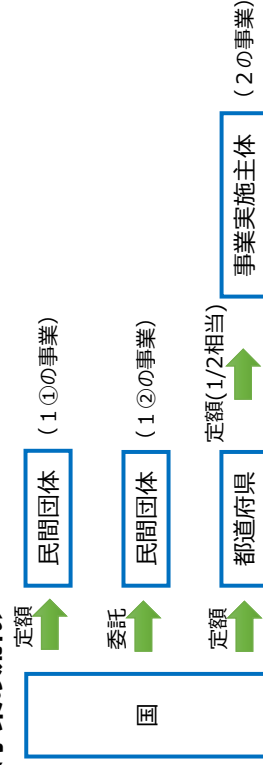
② 海業立ち上げ体制構築事業

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結び付けるためのマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり等を実施します。

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

海業振興支援事業

海業の全国展開に向けて

活用推進計画の策定を目指し、推進するため

1 ① 海業立ち上げ支援事業

水産物の消費増進に向けた取組の実証（漁業体験）



釣った魚を自分たちで調理（魚食教育）

1 ② 海業立ち上げ体制構築事業

地方公共団体（漁港管理者）

漁業協同組合

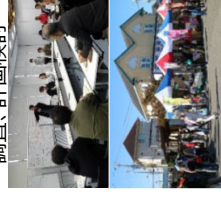
民間事業者

海業関係者を結ぶためのマッチングシステム

実施計画の策定を目指し、推進するため

2 海業取組促進事業

漁業者、専門家等による調査、計画検討



水産物消費増進に向けた朝市での実証

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により令和6年4月に創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。

※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。

※実施計画とは、漁協や民間事業者等が作成する創意工夫を活かした事業計画。

【お問い合わせ先】水産庁計画・海業政策課（03-3506-7897）